

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県条例第19号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

**第1条** 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年静岡県条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (略) (1) (略) (2) 企画展示 <u>1,500円を限度として知事</u> がその都度定める額	別表第1 (略) (1) (略) (2) 企画展示 <u>所要経費等を勘案して知事</u> がその都度定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

**第2条** ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例(平成27年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (略) (1) (略) (2) 企画展示 <u>1,500円を限度として知事</u> がその都度定める額	別表第1 (略) (1) (略) (2) 企画展示 <u>所要経費等を勘案して知事</u> がその都度定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

**第3条** 静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例(平成29年静岡県条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (略) (1) (略) (2) 企画展示 <u>1,500円を限度として知事</u> がその都度定める額	別表第1 (略) (1) (略) (2) 企画展示 <u>所要経費等を勘案して知事</u> がその都度定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第4条 ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例（平成29年静岡県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（略） (1)（略） (2) 企画展示 <u>1,500円を限度として知事</u> がその都度定める額	別表第1（略） (1)（略） (2) 企画展示 <u>所要経費等を勘案して知事</u> がその都度定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。